

## EV導入は今が**お得!** 国補助と**併用可能**な**補助金**です!

### ○ 補助制度の概要

自動車運送事業者にとって、車両や充電設備導入に係る費用の負担が大きいくに加えて、充電時間を考慮した運行計画・配送計画を構築する必要があるといった課題があることから、車両導入費用の一部を補助することでEV等の導入を促進するとともに、EV等導入時の運用事例を創出し、周知・啓発を図ることで、自動車運送事業における脱炭素化を促進します。

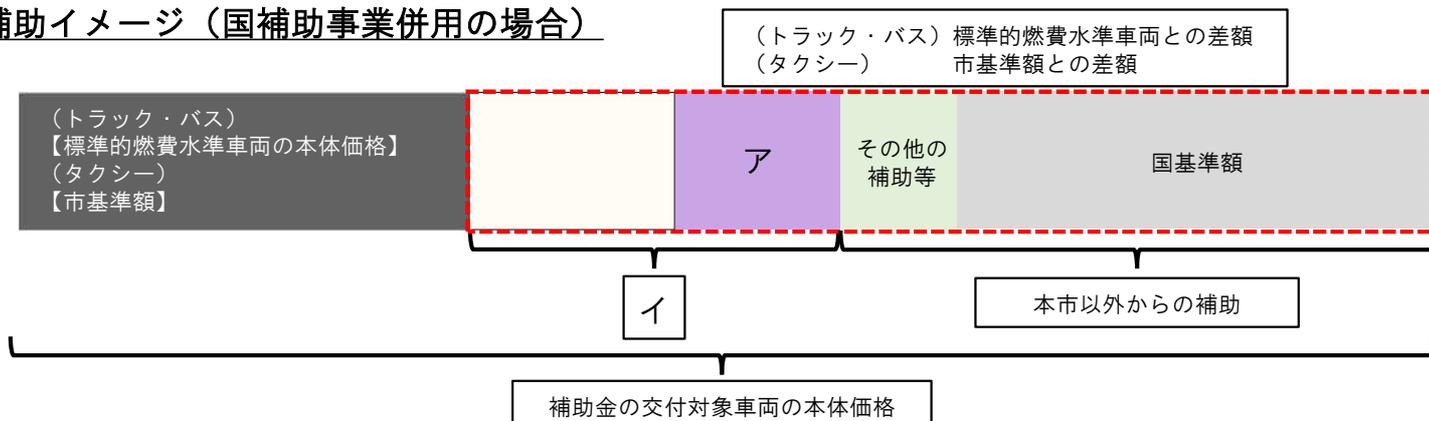
**個人事業主も対象!**

補助金の交付対象者	① 京都市内に事業所又は営業所を有している貨物運送事業者、バス・タクシー事業者 ② ①の事業者に補助金の交付対象車両をリースするリース事業者 ※ 地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人又は団体は補助金の交付対象外です。 ※ HVトラックについては京都市地球温暖化対策条例で定める特定事業者でない者に限ります。				
補助金の交付対象車両の要件	① 環境省の「商用車等の電動化促進事業」又は「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」(以下、「国補助事業」という。)の補助対象車両として登録された車両であること。 ② 令和9年3月24日までに初度登録がなされる車両であること ③ 車検証の「使用の本拠の位置」欄が京都市内であること。				
補助対象経費	補助金の交付対象車両の車両本体の購入に掛かる費用(オプション等を含みません。)				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本補助制度は国補助事業等との併用が可能です。ただし、実質的に電動化に要する価格差がなくなるような補助事業の場合は併用できません。補助事業の併用の可否については、事前にご相談ください。</li> <li>● 補助金の交付対象車両の使用者1者につき、2両の導入を上限とします。</li> <li>● 補助金の交付は予算の範囲内で行い、原則先着順とします。</li> <li>● 車両導入後は、車両の使用者による年1回の稼働実績の報告を必須とします。(3年間)</li> </ul>				
補助金額	補助金の交付対象車両の種類	補助金額		補助上限額	予算の範囲  240万円
	トラック	EV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	30万円	
		HV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/8 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	20万円	
	バス	EV	ア 【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 イ 差額から本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	40万円(中・大型) 30万円(小型)	
タクシー	EV ※軽除く	ア 20万円 イ 補助金の交付対象車両の本体価格から【市基準額】や本市以外からの補助金等を差し引いた金額のいずれか低い額	20万円		

**特定旅客も対象になりました!**

- 【国基準額】 : 「国補助事業」の実施要領から算出・公表されている補助対象車両の型式ごとの基準額
- 【標準的燃費水準車両との差額】 : 国補助事業の補助対象車両と標準的燃費水準車両の本体価格との差額  
EVバス・EVトラックの場合 : 【国基準額】×3/2、HVトラックの場合 : 【国基準額】×2
- 【市基準額】 : 本市が設定した標準的なガソリン車両の本体価格(245万円)

### 補助イメージ(国補助事業併用の場合)



## ○ 交付申請受付期間

交付申請受付期間は、補助金の交付対象車両と使用者の規模等により、以下のとおりとします。

補助金の交付対象車両の区分		使用者の種別	交付申請受付期間※1
トラック	EV	貨物運送事業者のうち、市が定める特定事業者※2でない者※3	4月1日～3月15日
		上記以外の貨物運送事業者	7月1日～3月15日
	HV	貨物運送事業者のうち、特定事業者※2でない者（個人事業主を含む）	7月1日～3月15日
バス	EV	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者※3	4月1日～3月15日
		上記以外のバス事業者	7月1日～3月15日
タクシー	EV	タクシー事業者のうち、市が定める特定事業者※2でない者※3	4月1日～3月15日
		上記以外のタクシー事業者	7月1日～3月15日

※1 申請期間中であっても予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を終了します。

※2 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に定める特定事業者の要件に該当する者

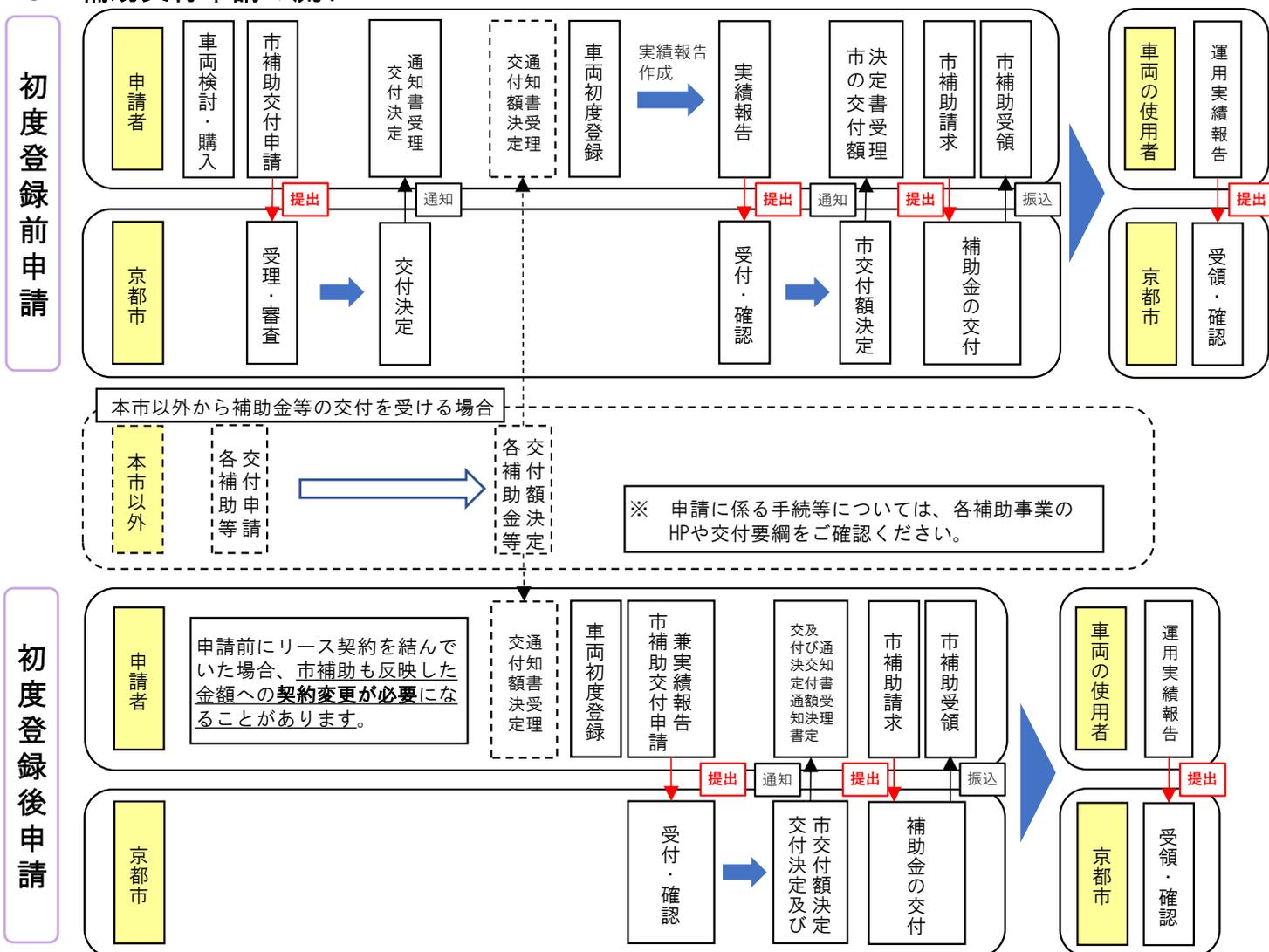
※3 これまでに本補助金の交付を受けたことがある使用者は除きます。

電子申請も可能になりました!!!

## ○ 提出書類

交付申請を行う際は、補助金交付申請書または補助金交付申請書兼実績報告書に、必要な書類を添付して提出してください。提出書類の詳細は京都市HPで御確認ください。

## ○ 補助交付申請の流れ



## 【問い合わせ先】京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL : 075-222-4555

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）  
9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

e-mail : ge@city.kyoto.lg.jp

京都市HP（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000325007.html>



京都市  
CITY OF KYOTO

